

## ○筑西市チャレンジショップ事業実施要綱

平成28年9月26日

市告示第169号

改正 平成29年3月31日市告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で起業を目指す者が地域における商業活動へ参入しやすい環境作りを図り、もって本市における賑わいの創出及び地域の活性化に資するため、筑西市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の一部を一定期間事業を営むための店舗（以下「チャレンジショップ」という。）として起業を目指す者に貸し付ける事業（以下「チャレンジショップ事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平29市告示50・一部改正)

(事業の内容、施設、賃借料等)

第2条 チャレンジショップ事業は、筑西市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年条例第48号）第4条第2項の規定において準用する同条第1項第3号に掲げる場合に該当するものとして、時価よりも低い価額で第3項に規定する区域を貸し付けるものとする。

2 チャレンジショップは、本庁舎1階に設置する。

3 チャレンジショップとして貸し出す区域の面積及びその概要は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、当該中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

| 区域名        | 面積               | 施設の概要                                     |
|------------|------------------|-------------------------------------------|
| チャレンジショップA | 20m <sup>2</sup> | 本庁舎1階の南側に位置し、チャレンジショップBの東側で、パイプゲートを扉とする施設 |
| チャレンジショップB | 18m <sup>2</sup> | 本庁舎1階の南側に位置し、チャレンジショップAの西側で、ガラス引き戸を扉とする施設 |

4 チャレンジショップの賃借料の月額（共益費を含む。）は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) チャレンジショップA 1万円

(2) チャレンジショップB 9,000円

5 チャレンジショップの契約保証金の額は、3万円とする。

6 チャレンジショップの運営に係る光熱費、通信費その他の経費は、全て自己負担とする。

(平29市告示50・一部改正)

(開設時間)

第3条 チャレンジショップの開設時間（搬入等の準備、片付け等の時間を含む。）及び休業日は、スピカビルの開設時間の範囲内で第8条第1項に規定するチャレンジショップ事業者が任意で設定できるものとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は、休業日とする。

(対象者)

第4条 チャレンジショップ事業の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する満20歳以上の個人又は本市において商業・法人登記のある法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の区域内で起業を目指す者、創業して5年以内の者又は新事業の展開による第二創業を目指す者

(2) 週5日以上、かつ、1日8時間以上営業できる者

(3) 自主性をもってチャレンジショップの店舗運営を行うことができる者

(4) 地域の活動に意欲的に参加し、協調性のある者

(5) 第21条第1項に規定する筑西市チャレンジショップ事業利用者選定委員会が別に定める選定審議の日までにチャレンジショップを営むために必要な許認可が取得できる者（当該許認可が必要な業種で事業を行う場合に限る。）

(6) チャレンジショップの閉店後、本市の区域内において引き続き本格的に開業をする意思のある者

(7) 市税等の滞納がない者

(8) 個人又は法人（役員又は支店若しくは営業所の代表者、理事その他経営に実質的に関与してい

る者を含む。)が筑西市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号又は第2号に掲げる者でない者

(9) 前各号に掲げるもののほか市長が不適当と認める者でない者  
(対象業種)

第5条 チャレンジショップ事業の対象となる業種(以下「対象業種」という。)は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する小売業又はサービス業とする。ただし、次に掲げるものについては、対象業種としない。

- (1) チャレンジショップ内において調理を伴う食料品又は飲料を取り扱うもの
- (2) 筑西市庁舎管理規則(平成28年市規則第37号)第4条各号に掲げる禁止行為に該当するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反すると判断されるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が不適当と認めるもの  
(利用申込)

第6条 チャレンジショップ事業の利用をしようとする者(以下「申込者」という。)は、チャレンジショップ事業利用申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

- (1) チャレンジショップ事業計画書(様式第1号別紙。以下「事業計画書」という。)
- (2) 収支予算書
- (3) 履歴書(法人の場合は、代表者の履歴書)
- (4) 住民票の写し(法人の場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類)
- (5) 市税等を完納していることを証する書類(法人の場合は、法人及び代表者の市税等を完納していることを証する書類)
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の利用申込は、チャレンジショップ1店舗当たり1人又は1法人とし、複数のチャレンジショップに対し、1人又は1法人が申し込むことはできない。  
(事業利用の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申込があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときは調査を行ったうえ、チャレンジショップ事業を利用する者を決定し、チャレンジショップ事業利用(利用不可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、第21条第1項に規定する筑西市チャレンジショップ事業利用者選定委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の決定に際し、チャレンジショップ事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。  
(賃貸借契約等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により決定通知を受けた者(以下「チャレンジショップ事業者」という。)と別に定める行政財産賃貸借契約書により賃貸借契約を締結するものとする。

2 前項の契約期間は、原則として1年とする。ただし、再契約を妨げない。  
(事業の変更等)

第9条 チャレンジショップ事業者は、事業計画書の内容を変更し、又はチャレンジショップ事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、当該変更又は中止若しくは廃止をしようとする1月前までに、チャレンジショップ事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその可否を決定し、チャレンジショップ事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により当該申請をしたチャレンジショップ事業者に通知するものとする。  
(事業収益の取扱い)

第10条 チャレンジショップの運営により発生した収益及び損失は、当該チャレンジショップ事業者に帰属するものとする。  
(損壊等の届出)

第11条 チャレンジショップ事業者は、チャレンジショップの附属の設備又は器具類を損壊又は汚損(以

下「損壊等」という。)をしたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、チャレンジショップ事業者に対し損害賠償を請求することができる。

(1) チャレンジショップ事業者が故意にチャレンジショップの附属の設備又は器具類を損壊等させたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか損害賠償の請求が相当であると市長が認めるとき。

(原状回復)

第13条 チャレンジショップ事業者は、チャレンジショップの契約期間が満了する日までにチャレンジショップを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の原状回復がされた後、速やかにチャレンジショップの状況に損壊等がないか確認し、チャレンジショップ事業者に報告するものとする。

(市の責任)

第14条 市は、チャレンジショップの使用により、チャレンジショップ事業者が被った損害又はチャレンジショップ事業者が第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

(実績報告)

第15条 チャレンジショップ事業者は、チャレンジショップの契約を満了(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その満了した日から起算して30日を経過した日までに、チャレンジショップ事業利用実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(事業の委託)

第16条 市長は、適当と認める者にチャレンジショップ事業の業務の一部又は全部を委託することができる。

(帳簿等の整備)

第17条 チャレンジショップ事業者は、チャレンジショップに係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の事業と区分して収支を記録するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類をチャレンジショップの契約の満了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(契約満了後の努力義務)

第18条 チャレンジショップ事業者は、チャレンジショップの契約満了後、その成果について、今後の事業に活かし、本市において新たに開業することができるよう努めなければならない。

(利用の取消)

第19条 市長は、チャレンジショップ事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 申込書等に虚偽の記載があったとき。

(2) チャレンジショップを申込書等に記載された事業以外の用途に使用したとき。

(3) 行政財産賃貸借契約書の内容に違反したとき。

(4) この要綱に基づく市長の指示又は第7条第3項の決定により付した条件に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほかこの要綱に定める事項に違反したとき。

(調査等)

第20条 市長は、必要と認めるときは、チャレンジショップの運営状況について調査し、又はその状況についてチャレンジショップ事業者に対し、報告を求めることができる。

(筑西市チャレンジショップ事業利用者選定委員会)

第21条 市長は、チャレンジショップの選定に当たり公平性・公正性を担保するため、筑西市チャレンジショップ事業利用者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

(1) チャレンジショップ事業利用者の選定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほかチャレンジショップ事業に関し必要と認めること

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 下館商工会議所の専務理事
  - (2) 経済部長
  - (3) 学識経験を有する者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める者
- 5 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市告示第50号）

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の筑西市国民健康保険特定保健指導に伴う血液検査実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の筑西市健康づくり推進事業に伴う血液検査実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の筑西市チャレンジショップ事業実施要綱の規定は、平成29年2月13日から適用する。